第五節　貨物その他の物品の搬入、蔵置及び搬出

この節の規定は、公的機関が船舶所有者、その代理人又は船舶の船長に要求する手続について定める。

A　総則

5.1　勧告規定

公的機関は、船舶所有者、港湾当局並びに港湾施設及び係留施設の協力を得て、港における停泊時間を最小限にとどめることを確保するための適当な措置をとり、港湾交通の良好な流れを提供し、並びに船舶の到着及び出発に関する全ての手続（乗船及び下船、積込み及び積卸し、整備その他これらに類するものに関する措置並びにこれらに伴う安全上の措置を含む。）について頻繁に見直しを行うべきである。また、公的機関は、貨物船の入出港手続及びその積荷の通関手続を実行可能な限り船舶についての作業区域で行うための措置をとるべきである。

5.2　勧告規定

公的機関は、船舶所有者、港湾当局並びに港湾施設及び係留施設の協力を得て、貨物の取扱い及び通関手続が円滑に行われ、かつ、複雑なものとならないように港湾交通の良好な流れを提供することを確保するための適当な措置をとるべきである。これらの措置は、積卸し及び公的機関による通関のため、並びに必要な場合には自由地帯、保管施設並びに貨物の倉入れ及び移動のために船舶が着岸する時から全ての段階を対象とすべきである。自由地帯、保管施設及び貨物倉庫と公的機関による通関が行われる区域との間は、容易に、かつ、直接に通じているべきであり、また、公的機関による通関が行われる区域は、可能な限りアクセスが容易で、かつ、輸送能力及び基盤を備えた着岸区域に近接して設置されるべきである。

5.3　勧告規定

公的機関は、海上運送貨物受入施設の所有者又は運営者に対し、適当な場合には、特別な貨物（例えば、貴重品、腐敗しやすい貨物、人間の遺体、放射性の物品その他危険な物品、生きている動物）のための保管施設を備えることを奨励すべきである。一般的な及び特別の貨物並びに郵便物を海上輸送又は輸入の前に蔵置する海上運送貨物受入施設の区域は、少なくともＩＳＰＳコードＢ部16の関連規定に規定するものと同等のアクセス管理のための措置を実施すべきである。

5.3の二　勧告規定

公的機関は、引取りの許可又は再輸出若しくは輸入の前に蔵置すべき貨物の識別に必要な最小限のデータのみを要求すべきであり、及び利用可能なときはいつでも、到着前に行われる申告に含まれている情報を当該識別のために用いるべきである。

5.4　標準規定

特定の種類の物品について輸出、輸入及び積替えのための承認又は許可を引き続き要求する締約国政府は、当該承認又は許可の速やかな取得及び更新を可能にする簡易な手続を定める。

5.5　勧告規定

締約国政府は、貨物の性質が検査を実施する権限を有する異なる機関（税関当局及び動物防疫上又は衛生上の規制を行う機関等）の注意を喚起する場合には、税関当局若しくは他のいずれか一の機関に対し、要求される手続を実施する権限を与え、又は当該権限を与えることができない場合には、当該検査が一の場所において同時に、できる限り遅滞なく、かつ、可能な限り貨物を管理する当事者との事前の調整の下で行われることを確保するために全ての必要な措置をとるべきである。

5.6　勧告規定

公的機関は、個人的な贈与のためのこん包及び貿易のための見本であって、一定の価額又は数量（当該価額又は数量については、可能な限り高い水準を定めるべきである。）を超えないものについて、迅速な通関を行うための簡易化された手続を定めるべきである。

B　貨物の通関

5.7　標準規定

公的機関は、国内の禁止又は制限に従うこと及び港の安全のため又は麻薬取引の防止のために要求される措置に従うことを条件として、生きている動物、腐敗しやすい物品その他緊急性を有する貨物の優先的な通関を認める。

5.7.1　勧告規定

公的機関は、通関を待つ物品の品質を保護するため、全ての関係当事者と共同し、港における物品の実際的で安全かつ確実な蔵置を可能とするための全ての措置をとるべきである。

5.8　勧告規定

締約国政府は、貨物の積込み、積卸し及び取扱いのために寄港地の陸上で使用される特殊な貨物取扱装置であって、到着する船舶内に積載されているものの一時輸入を簡易化すべきである。

5.9　削除

5.10　勧告規定

公的機関は、税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約（改正された京都規約）の関連規定及び関連する指針に基づき、貨物の通関のための手続を定めるべきである。

5.10.1　勧告規定

公的機関は、認定した者のため、次の方法を可能とする簡易化された手続を導入すべきである。

(a)　物品を特定し、健康、安全、保安等の懸念に関連する危険度を正確に特定し、及び評価し、並びに後に最終的な物品申告書を完成させるために必要な最小限の情報を提供することによる物品の引取りの許可

(b)　申告者の施設又は他の関連する公的機関が承認した場所における物品の通関

(c)　物品が同一の者により頻繁に輸入され、又は輸出される場合には、一定の期間内の全ての輸入又は輸出についての一括した物品申告書の提出

5.11　標準規定

公的機関は、物理的な妨げにつき、適用可能な法令の遵守を確保するために必要な最小限のものとする。

5.12　勧告規定

公的機関は、確かな根拠に裏付けられた要請に基づき、必要な場合には、貨物の物理的な検査を行うべきである。当該検査は、貨物がその輸送手段に船積みされた地点で行い、及び船積みが行われている間は船舶の着岸場所の近辺で、又は一体化された貨物の場合には貨物コンテナーがこん包され、かつ、封印される場所で行うべきである。

5.13　標準規定

公的機関は、統計の収集のための要求が海上貿易の効率を著しく低下させないことを確保する。

5.14　勧告規定

公的機関は、蔵置、通関及び再輸出の手続を速やかに行い、かつ、簡易化するため、情報の入手に当たり情報の電子的な交換のための制度を利用すべきである。

5.14.1　勧告規定

公的機関は、積込みのために待機する他国からの物品の積替えの手続を速やかに終了すべきである。